

極秘

28

朕極密顧問ノ諮詢ヲ經テ昭和二十一年勅令第五百四十二號「ボツダム」一
言ノ受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ付スル件ニ其ノ就職禁止、退官、退職等
ニ關スル件ヲ許可シ茲ニ之ヲ公布スル

姓名 籍貫

年 月 日

職 務 各 大臣

勅令 第三

第一條 昭和二十一年一月四日附聯合國最高司令官覺掌公府從軍ニ適
セザル者ノ公府ヨリノ除去ニ關スル件ニ據グル條旨ニ該當スル者ト
シテ内閣總理大臣ノ指定スル者（以下覺掌該當者ト稱ス）ニシテ通

常勤任待遇以上ノ者ノ占ムル官職ニ在ルモノハ退官又ハ退職をシメテ
レ爾後官職ニ就カコトヲ禁ズ

前條ノ規定ニ該當スル者ニ付餘人ヲ以テ代フルコト限ラサル事
ルトキハ同様ノ規定ニ拘ラズ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ其ノ者
ヲ官職ニ就任又ハ再任セシムルコトヲ得

覺掌該當者ハ第一項ノ規定ニ該當セザル者ト雖モ官職ニ就カシムザ
ルコトアルベシ

第二條 前條ニ於テ官職トハ官廳ノ特別ノ支配ニ屬スル位置、協同其
ノ他ノ團體トシテ内閣總理大臣ノ指定スル團體ノ職員ノ職ヲ含ムモノ
トナル事常勤任待遇以上ノ者ノ占ムル官職トハ此條ノ團體ニ付テハ

幹部タル職員ノ職ニシテ内閣總理大臣ノ指定スルモノヲ謂フ

第三條 第一條第一項ノ規定ニ基キ退官又ハ退職シタル者ハ内閣總理大臣ノ時ニ定ムル場合ヲ除ク、外公私ノ恩給、年金其ノ他ノ手当又ハ別給ヲ受ケルコトヲ得ズ

第四條 國務院官署ハ帝國議會ノ議員又ハ市長ト爲ルコトヲ得ズ其ノ現ニ帝國議會ノ議員タル者ハ其ノ職ヲ失フモノトス

第五條 地方長官官族院參事納稅者議員互選規則第三十九條ノ互選人名簿ヲ調製セントスル場合ニ於テハ互選人タルベキ者ヲシテ其ノ資格國務院官署ニ非ザル者ナルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ提出セシムベシ

地方長官前項ノ書面ヲ受取リタルトキハ直ニ内務大臣ヲ經テ内閣總理大臣ニ之ヲ送付スベシ

前二項ノ規定ハ貴族院伯子男爵議員又ハ貴族院帝國學士院會員議員ノ選舉ヲ行フ場合ニ之ヲ適用ス但シ地方長官トナルハ貴族院伯子男爵議員ニ付テハ宗秩寮總裁、貴族院帝國學士院會員議員ニ付テハ選舉管理課トシ書面ノ送付ニ付テハ内務大臣ヲ經ルコトヲ要セザルモノトス

第六條 國務院官署ハ衆議院議員候補者タルコトヲ得ズ

衆議院議員選舉法第六十七條第一項乃至第三項ノ規定ニ依ル議員候補者ノ届出又ハ推薦届出ハ以下届出又ハ推薦届出ト稱スヤヲ爲サントスル者ハ選舉長ニ對シ議員候補者タルベキ者ガ選舉證書者ニ非ザル者ト

ルコトヲ證スルニ足ル書面ヲ併セ提出スベシ

選舉長候補候補者タルベキ者ガ選舉長候補ナルコトヲ確證シタルト

キハ其ノ若ニ候ル届出又ハ推薦届出ヲ受理スルコトヲ得ズ

選舉長第二項ノ書面ヲ受取リタルトキハ直ニ内務大臣ヲ經テ内閣

府大臣ニ之ヲ送付スベシ

議員候補者ニ付第一條第一項ノ指定アリタルトキハ當該議員候補者

ハ議員候補者タルコトヲ證シタルモノト看做ス

第七條 各府ハ内閣總理大臣ノ定ムル所ニ依リ第一條ノ指定ノ適用ニ

關シ必要ナル調査ヲ行フベシ

第八條 第五條第一項（同條第三項ニ於テ適用スル場合ヲ含ム）若ハ

第六條第二項ノ書面又ハ前條ノ調査ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實

ヲ隠蔽シタル記載ヲ爲シタル者及同條ノ調査ヲ受ケラレ之ヲ提出

セザル者ハ一年以下ノ懲役若ハ禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス各

府若ハ第一條第一項ノ選舉ニ基キ報告書ヲ聯合國最高司令官ニ提出ス

ル場合ニ於テ其ノ報告書ニ虚偽ノ記載ヲ爲シ又ハ事實ヲ隠蔽シタル

記載ヲ爲シタル者ニ付亦同シ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス